

改正	昭和49年3月27日条例第9号	昭和49年10月4日条例第32号
	昭和51年7月5日条例第36号	昭和54年10月4日条例第26号
	昭和57年3月29日条例第11号	昭和58年3月17日条例第10号
	昭和60年3月28日条例第14号	昭和60年12月26日条例第36号
	平成2年3月26日条例第7号	平成4年3月19日条例第4号
	平成6年3月24日条例第9号	平成6年7月11日条例第23号
	平成8年3月25日条例第13号	平成9年3月21日条例第8号
	平成12年3月23日条例第2号	平成12年12月25日条例第34号
	平成13年3月26日条例第15号	平成14年10月21日条例第47号
	平成29年3月23日条例第21号	令和3年10月18日条例第31号

「公害防止条例」をここに公布する。

良好な生活環境の保全に関する条例

題名改正〔昭和49年条例9号・令和3年31号〕

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 削除

第3章 公害に関する規制

第1節 通則（第15条）

第2節 水質の汚濁に関する規制

第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準（第16条・第17条）

第2款 特定施設に関する規制（第18条—第28条）

第3款 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準（第28条の2）

第3節 大気汚染に関する規制

第1款 ばい煙に関する規制（第29条—第36条）

第2款 粉じんに関する規制（第37条—第41条）

第4節 深夜営業騒音に関する規制（第42条—第45条）

第5節 騒音、振動、悪臭等に関する処置（第46条）

第4章 公害防止協定等（第47条—第49条）

第5章 公害の紛争の処理（第49条の2・第50条）

第5章の2 光害に関する規制等（第51条—第52条の3）

第6章 雑則（第53条—第57条）

第7章 罰則（第58条—第60条）

附則

（目的）

第1条 この条例は、事業者、県、市町村及び県民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害及びその他生活環境の保全に関する規制、公害の紛争の処理等について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全するための施策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保するとともに、良好な生活環境を保全することを目的とする。

一部改正〔昭和49年条例9号・令和3年31号〕

（定義等）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁（水質以外の

水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- (2) 汚水等 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる汚水、廃液、ばい煙、粉じん、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいう。
 - (3) ばい煙 次に掲げる物質をいう。
 - ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
 - イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗(ふつ)化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(アに掲げるものを除く。)で規則で定めるもの
 - (4) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
 - (5) 特定施設 別表の場合を除き、次に掲げるいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。
 - ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものを含むこと。
 - イ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
 - (6) ばい煙発生施設 工場又は事業場に設置される施設で、ばい煙を発生し、及び排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
 - (7) 粉じん発生施設 工場又は事業場に設置される施設で、粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるものうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
 - (8) 公共用水域 河川、湖沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝(こう)渠(きよ)、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。))を除く。)をいう。
 - (9) 排出水 特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。
 - (10) 規制基準 特定施設、特定事業場若しくはばい煙発生施設から排出され、若しくは発生される汚水等の濃度若しくは量又は飲食店営業その他の営業で規則で定めるもの(以下「飲食店営業等」という。)の営業に伴つて発生する騒音の大きさの許容限度をいう。
 - (11) 管理基準 粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準をいう。
 - (12) 光害 照明器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下など人の活動、人の生活に密接な関係のある動植物又は星空環境(星空の観測に適した、暗い夜空が広がる環境をいう。第51条第2項において同じ。)に悪影響が生ずることをいう。
- 2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

一部改正〔昭和57年条例11号・58年10号・平成9年8号・12年2号・34号・令和3年31号〕

第5章の2 光害に関する規制等

追加〔令和3年条例31号〕

(光害の防止)

第51条 何人も、屋外において照明器具を使用するときは、その目的を阻害しない範囲で、次に掲げる措置を講ずることにより、光害が生じないように努めなければならない。

- (1) 照射する光の量を必要最低限のものとする。
 - (2) 照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること。
 - (3) 照明が不要な時間帯には消灯すること。
- 2 前項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、照明器具より上方に光が漏れないようにするなど
星空環境の保全に特に配慮しなければならない。

全部改正〔令和3年条例31号〕

(サーチライト等の使用の禁止)

第52条 何人も、屋外において又は屋外に向けて、サーチライト等（隔地の対象物を照射する機能を有する照明器具であつて、サーチライト、投光器その他これらに類するものをいう。次条第1項及び第55条第2項において同じ。）を、自己が所有し、又は占有する特定の対象物を照射する方法以外の方法で使用してはならない。ただし、犯罪の捜査、遭難者の捜索その他規則で定める場合は、この限りでない。

全部改正〔令和3年条例31号〕

(改善勧告及び改善命令)

第52条の2 知事は、サーチライト等を使用する者が前条の規定に違反したと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止を勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

追加〔令和3年条例31号〕

(啓発活動)

第52条の3 知事は、県民及び事業者が光害を防止する必要性について理解を深めることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

追加〔令和3年条例31号〕

(報告及び検査)

第55条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者に対し、その施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる施設等の場所に立ち入り、必要な施設、書類等の検査をさせることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、サーチライト等を使用する者に対し、その使用の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして、サーチライト等を使用する場所その他関係ある場所に立ち入り、必要な設備、書類等の検査をさせることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔昭和49年条例9号・57年11号・58年10号・令和3年31号〕

第7章 罰則

一部改正〔昭和49年条例9号・57年11号〕

(罰則)

第58条 第21条、第26条第1項、第32条又は第35条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第25条第1項又は第34条の規定に違反した者
 - (2) 第28条又は第40条第2項の規定による命令に違反した者
- 3 過失により第25条第1項又は第34条の規定に違反した者は、3月以下の禁錮（こ）又は20万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第18条、第19条、第20条、第29条、第30条、第31条、第37条、第38条又は第39条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第22条第1項又は第33条の規定に違反した者

(3) 第45条第2項の規定による命令に違反した者

5 第55条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

一部改正〔昭和49年条例9号・57年11号・58年10号・平成4年4号〕

(両罰規定)

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

一部改正〔昭和49年条例9号・57年11号・58年10号〕

(過料)

第60条 第52条の2第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

追加〔令和3年条例31号〕